

最晩年の王陽明に見られる政治志向について

劉 珉

一、はじめに

五年にわたる江西時代の苦境に耐え抜き、王陽明（一四七二～一五二九）は帰郷の願いが認められ、正徳十六年（一五二二）の秋にようやく紹興の家に帰った。それから六年間、陽明は郷里で過ごし、父親や妻に先立たれるなどの憂き目には遭ったが、それでも終身の志である講学に思うがままに没頭することができ、満足した気分で暮らしていた。ところが、そのような日々が続くなか、朝廷からの辞令が再び陽明のもとに舞い込んだ。

広西の少数民族反乱が激しくなったため、陽明を両広総督^①に任命してその解決に向かせたのである。任命を伝える朝廷の使者が来たのは、嘉靖六年（一五二七）六月であり、陽明は一度辞退しようとしたが許されず、仕方なくこの年の九月に家を出発したが、翌年十一月の帰途中に早くも病没してしまう。ということは、両広総督

を務めたこの一年余りは陽明の人生における最後の時であり、両広の地方政治が彼の最後の仕事となったのであるが、この最後の一期において、陽明は何事に意を用いて、またどこにその残りわずかな力を使ったのであろうか。先の江西時代においては、肉親への想いや講学の志が現実にあふつかって心の葛藤となっていたが^②、それがある程度満たされるようになった今、陽明はまた世間に対してどのような姿勢を見せていくのか。人生最後の時における、陽明の意を用いるところ及びその用い方を、もし明らかにすることができれば、その学問と人生の根底にあるものや、思想の成り立つ基盤などの解明にもつながるのではなからうか。本論はそのような観点から、陽明の最晩年に見られる傾向について考察しようとするものである。

二、最晩年の政治志向

最晩年の両広期ではないが、郷里に帰った晩年の傾向については、

最晩年の王陽明に見られる政治志向について

先行研究がすでに指摘している。例えば、陳来氏は『伝習録』中巻の「答聶文蔚」を分析し、良知説がそこでは平天下の政治的効果を持たされ、ふつうは内面的と思われる陽明が、晩年には「内聖外王」の境地にまでなったとする³⁾。また、近藤康信氏は陽明の学問を現実から遊離した観念的なものと論証するなかで、やはり「答聶文蔚」や「重修山陰県学記」(『文録』四)などに政治的要素があることを発見し、それによって「陽明が晩年儒家の治人の面に入れ、社会や政治について説くやうになつた」と指摘する⁴⁾。このように陽明は晩年に政治志向を現わし、それが彼の思想言説に反映されたのであるが、その傾向は最晩年に実際の政治的場面に引きずり出される段階となると、どうなったのであろうか。

かつて余英時氏が、陽明において「得君行道」から「覚民行道」へと中国思想史の一大転回が行なわれたことを論証するなかで、龍場以降の陽明が現実の政治に消極的であることを示すために、その上奏文が事務的な報告のみであり、友人への書簡も学問の議論ばかりで時事には口を出さないことを根拠に挙げているが⁵⁾、それは少なくとも最晩年の陽明には当てはまらない。というのは、後に述べるように、両広期の陽明は上奏文で他の臣下への批判を激しく展開しており、また友人の中央進出にもなつて、書簡の中では中央政治への憂いや友人の役割への期待も多く述べられているからである。つまり、陽明はみずから出て政治に携わることを望まないにしても、朝廷の政治動向にはかなりの関心を持ち、間接的な仕方では影響も

及ぼしたかったのである。さらに、みずから担当する地方政治においても、陽明は「憂患地方、欲為建立久安長治一念、真切自不能已」(『綏柔流賊』、『別録』十)と語るほど、地方安定のために最後の氣力を振り絞って腐心していた。このように最晩年の陽明には、政治志向が非常に強く現れており、恐らく彼の人生を通観してもこれほど政治志向を顕わにした時期はなかったように思われる。では、これほどの政治志向を持つ陽明が、実際の政治的場面に関わっていくと、どのような様相を現わしてくるのであろうか。

最初に朝廷からの辞令が届いたとき、陽明は辞退しようとして上奏文を奉つたが、その中に辞退の理由と代わりになる候補者を挙げたあと、唐突にも次の言葉を付け加えた。

夫朝廷用人、不貴其有過人之才、而貴其有事君之忠。苟無事君之忠、而徒有過人之才、則其所謂才者、僅足以濟其一己之功利、全軀保妻子而已耳。(『辞免重任乞恩養病疏』、『別録』六)

前後の文章はもっぱら今回の辞退について述べているのに、ここだけ人材登用の一般論となり、しかもそこで皇帝に警戒することを勧めている「無事君之忠」の人は誰を指すか、前後の文脈からは全く読み取れない。つまり、前後から浮いた一文なのであり、何か言外の意味をも匂わせるようなものであるが、それはともかく、ここから読み取れるのは、先に言った他の臣下への批判、とくに才能はあっても事君の忠には欠けるような臣下への批判であろう。そしてその批判が、後の上奏文にはより明白に現れてくる。

広西に赴任した陽明は、反乱の処置をめぐって一部の士大夫と対立することになった。争点は主に二つの点に絞られる。一つは田州・思恩に立て籠もる蘆蘇・王受が率いる少数民族の反乱軍を征伐すべきか、それとも慰撫して帰順させるべきかということであり、もう一つは善後処置として、少数民族の意向に従って彼らの自治政府である土司・土官を立てるべきか、それとも強行して中国本土の制度を敷き、流官で治めるべきかということである。前任の姚鏞は反乱軍を攻め滅ぼして流官を置くという立場であり、その意見が朝廷の許可を得て支持層も厚かったようであるが、陽明はそれに反対であった。そこで上奏文で流官の害を述べたあと、次のように言った。

但論者皆以為既設流官而復去之、則有更改之嫌、恐啓人言而招物議。是以寧使一方之民久罹塗炭、而不敢明為朝廷一言、寧負朝廷、而不敢犯衆議。甚哉、人臣之不忠也。苟利於國而庇於民、死且為之矣、而何人言物議之足計乎。

〔赴任謝恩遂陳庸見疏〕、『別録』六）
従来の見解は士大夫における支持層が厚いから、それに逆らうと多くの批判を招くことになる。それを憚って本当に国家のためになる正しい意見を主張できない人を、陽明は「甚哉、人臣之不忠也」とまで言って厳しく糾弾する。

このとき、陽明は赴任したばかりであり、まだ実際の処置に取りかかっていないが、翌年、自分の考え通りに事件を解決したあと、

最晩年の王陽明に見られる政治志向について

善後策を請願する上奏文のなかで、また反対意見の人々を批判した。是皆虞目前之毀誉、避日後之形跡、苟為周身之慮、而不為国家思久長之圖者也。〔處置平復地方以圖久安疏〕、同）

士大夫社会における評価ばかり気にして、それに取り入るように行動する人は、一身の利益だけをはかり、国家のために考えてはいない。自分の地方措置に反対してくるのは、そのような人ばかりであると陽明は見ている。そして、善後策を具体的に開陳する前に、彼は皇帝に対してさらに次のように断っていた。

然猶反覆其辭而更互其說者、非敢有虞於陛下不能亮臣之愚、良以今之士人、率多執己見而倡臆說、亦足以揺衆心而債成事。故臣不避煩舌之騰者、亦欲因是以曉之也。〔同〕

つまり、善後策をくどいほど述べるのは、陛下が自分を信じてくれないと思うからではなく、今の士大夫がいつもでたらめな意見に固執して、成功するはずの事も覆してしまうので、それによって彼らを諭してやりたいからである、と陽明は言う。珍しく傲慢な言葉のようにも見えるが、当時の士大夫に対する強い反感が、それほど彼の中に溜まっていたのであろう。

昔の江西時代などに、陽明はやはり多くの上奏文を書いたが、そこに使っていた言葉は概して穏やかで、ここまで見てきたような、士大夫に対する強い批判や反感はほとんど見られなかった。政治志向を顕わにした最晩年に、このような傾向が出てくるのはなぜだろうか。また、そうした批判は中央の官僚に向けられただけではな

く、自分のもとで働いている両広の地方官に対しても、やはりかなりの不満を持っていたようである。

田州・思恩の乱が収まり、帰順した盧蘇・王受の軍隊を利用し、また湖広の少数民族軍が帰るのに便乗して、陽明はさらに昔から広西の災いとなっていた八寨・断藤峽の二箇所を掃蕩した。こうして両広総督としての仕事は一段落したが、その直後、陽明は広西の役人に使い物になる人が少ないという問題を奏上した（「辺方缺官薦才贊理疏」、『別録』七）。そこでは、広西の役人を次のように評している。

不得已、就其見在者而使之、則皆庸劣陋下、素不可齒於士類者。然無可奈何、則略其全体之惡、而用其一肢之能、既其終事、所就不能以尺寸、而破壞則尋丈矣。用是觀之、亦何怪乎斯土之民愈困、乱愈積、而禍日以深也哉。是固相沿積習之弊、不及今一洗而改革之、辺患未見其能有瘳也。

つまり、みな士大夫層に身を置くに足りないような陋劣な者ばかりで、仕方なくそれを使ってみたら、「所就不能以尺寸、而破壞則尋丈矣」と成し遂げた功績より、そのもたらす害のほうが大きい、とかなり悪く批評している。しかも、最後に「是固相沿積習之弊、不及今一洗而改革之、辺患未見其能有瘳也」とあることから、そのよくな役人の質の悪さが広西の地方政治の根本問題ともされているように思われる。では、この問題を目の当たりにして、陽明はどのような対策を講じたのであろうか。

同じ上奏文では、続いてある案が提示されていた。明代では地方政府の責任者（いわゆる「掌印官」）が、三年に一度上京して勤務評定である「考察」を受けなければならない。そして考察で評定が悪く、職をやめさせられた場合、その人はもう一生起用されない決まりである。⁶ところで、考察を司る官僚が必ずしも公平な見地から評定をするわけではなく、個人的な感情などを交える場合も多い。そこで、忠義で有能な人物も時に退けられるが、そのような人のために、陽明は二度か三度の考察後つまり七年か十年ごとに、退けられた人について、大臣たちにもう一度審議させ、もし一致して用いるべきと判断する人物がいれば、決まりにこだわらずに登用するようにと提案した。そして、提案に関連づけて陽明は広西政治の問題点を次のようにまとめている。

今辺方絶域無可用之人、至取其庸劣陋下者而使之、以滋益地方之苦弊。其豪傑可用之才、乃為時例所拘、棄置而不用。……陛下何忍一方之禍患日深月積、乃惜破例而用一人以救之乎。

傍線部の「時例」とは、すなわち先に述べた考察の決まりである。ここでは、地方の政治と中央の人事措置が対比的に捉えられている。一方は用いるべき人材がなく、広西の片田舎が日に日に苦みを増していく状況で、そしてもう一方は不当な人事で用いるべき人材が排斥され、再び起用することもないまま埋もれてしまう状況である。それはいかにも惜しいが、もし「時例」にこだわらず、不当に退けられた人材をもう一度登用して広西で使えば、人材を無駄にするこ

ともなく、地方の苦しみも救われる、と陽明は考えるのである。

同じ時期に陽明は帰郷の奏請もしているから、その両広期はここにおいていよいよ最終段階にさしかかる（「乞恩暫容回籍就医養病疏」、『別録』七）^⑦。両広期の上奏文を通観してみても、その大きな特徴と言えるのは、中央か地方かにかかわらず、政治を行なっている士大夫たちを激しく批判していることであり、また人材登用に陽明が関心を持っていたことも読み取れる。最晩年の政治志向がどのような形で現れてくるかを、まず上奏文を通して以上のように確認した。次に中央と地方の二つの政治的場面において、陽明がそれぞれどう関わっていたかを見ていくこととする。

三、中央政治との関わり

『年譜』五十六歳十一月の条に「初総督命下、具疏辞免、及予言処分思田機宜、凡当路相知者、皆寓書致意」とあるように、両広期の陽明は中央へ上奏文を送るとき、よく中央にいる友人にも書簡を書いて上奏文と一緒に使者に托していた。そして、『年譜』には楊一清・黄綰・方献夫の三人の書簡が挙げられているが、実際の数はもちろん、それだけではない。

最初に任命を辞退するとき、陽明は少なくとも同時に楊一清・張璉・桂萼・方献夫・霍韜・黄綰の六人に書簡を送った^⑧。そのうち、張璉への書簡では、末尾に「時事方亟、惟竭誠尽道、以膺天眷」と

書いてある。ここに言及される「時事はまさに急迫している」ことや「天眷」という言葉は、何を指すのであろうか。また方献夫と霍韜への書簡では、陽明はそれぞれ次のように言う。

〔方献夫〕

今日所急、惟在培養君德、端其志向。於此有立、政不足間、人不足謫、是謂「一正君而国定」。然此非有忠君報国之誠、其心断断休休者、亦只好議論粉飾於其外而已矣。

〔霍韜〕

今日急務、惟在扶養元氣、諸公必有回陽奪化之妙矣。僕衰病陋劣、何足以與於斯耶。

傍線部にあるように、同時に送ったこの二通の書簡には、「今日所急（急務）、惟在……」と同じ表現が使われている。またやはり同じ時に送った張璉への書簡にも、「時事方亟」と書いてあるのと合わせて考えれば、何か容易ならぬ事態が中央で起こっており、そして陽明が何かの期待を彼らに寄せていたのではなからうか。

嘉靖初年の中央政治で起こった大事件といえば、何と言っても「大礼の議」である。それは次のようなものである。もともと興献王の子であった嘉靖帝が、崩じた正徳帝に跡継ぎがないために呼ばれて即位したが、先代の皇帝と実の親とをそれぞれどう遇すべきかをめぐって、まだ十五歳の嘉靖帝と内閣首輔の楊廷和をはじめとする廷臣とが対立することになり、しかもそれがますます激しくなつて政争にまで発展した。廷臣側は最初からほとんどの臣下の支持を

得ていたのに対し、嘉靖帝は当初、支持者がほとんどおらず孤立していた。そうしたなか、進士になりたての張璁がいち早く嘉靖帝を支持する上奏文を奉り、次いで霍輅もそれに追随した。さらに、方献夫と席書も同様に上奏文を奉ったが、これはどういうわけか嘉靖帝には届かなかった。それでも、二人の上奏文は士大夫の間に広まっていったようで、嘉靖二年の末に、桂萇がそれらを添えてもう一度支持を送ると、嘉靖帝もいよいよ決心して自分の考えを押し通すことにした。嘉靖帝が強硬になるのに対して、廷臣側も激しく抵抗した。嘉靖三年の七月には、二百人余りが左順門に伏したり泣きわめいたりして抗議したが、嘉靖帝は廷杖などの暴力で彼らを抑え込んだ。この左順門事件を境として、嘉靖帝が反対派を圧倒するようになったとふつう言われている。

幼い嘉靖帝を助けて反対派を敗つたのは、ここまで名前を挙げたきた張璁・霍輅・方献夫・席書・桂萇の五人である。その功績によって、彼らは中央の要職に抜擢されて出世したが、そのように「大礼の議」で嘉靖帝に加担することで出世した人々はふつう「議礼派」と呼ばれ、彼ら五人がすなわち議礼派の中心人物である。ところで、この五人の顔ぶれは一目で分かるように、先の陽明が書簡を送った相手とかなり重なっている。唯一の例外である席書も、周知のように陽明が龍場に流された時からの長年の親友であり、その年の三月に亡くなったために、書簡を寄せようにもできなかったのである。このように、陽明は実は議礼派と密接な関係にあり、コンタクトを

取って政治的期待を述べているが、それは何を意味するのであろうか。

胡吉勛氏によれば、「大礼の議」をめぐる政争は左順門事件の後も継続し、嘉靖五年の末には、嘉靖帝がこの論争の顛末を記す『明倫大典』という書物の編纂を議礼派に命じたが、その編纂が行なわれる六年一月から翌年六月までの間は、嘉靖帝がそこに記される群臣の功罪によって、反対派の人々を朝廷から追い出し、自分に有利な人事配置を行なった期間でもあるという⁹⁾。そうすると、陽明の両広期は、ちょうどこの政治的肅清の期間とほぼ重なるのである。

ただ、胡氏も含めて、後世の史書や現代の研究における反対派への評価は、押し並べて高い。議礼派のように皇帝に媚びへつらうことをせず、皇権に屈せずして士大夫の節操や朝廷の伝統をよく守ったと評価されるのである。しかし、陽明はこれらの見方とは違った立場を取っていたようであり、実は『伝習録』下巻に見られる晩年の陽明の「天下謗議益衆」という嘆きには、反対派が深く関わっているように思われる。

江西時代が終わると、絶大な功績を挙げた陽明の政治的才能が天下に認められることになり、彼を中央に呼んで内閣に入れようという要望が、嘉靖帝即位の当初からあった。しかし、内閣首輔の楊廷和はそれを受け入れられず、適当な理由を付けて陽明の上京を阻み、南京の職を与えた。このことは各種の史料に記され、楊一清も嘉靖帝への密奏で「楊廷和忌其功高名高、不令入朝、乃陞南京兵部尚書」

〔論王守仁為人如何奏対〕、『密諭録』卷五⁽¹⁰⁾と云っている。その後、陽明に封爵を与えはしたが、形式的なものにすぎず、むしろそれによって陽明のもとで戦っていた江西の諸臣や將士たちの功績を抑えることになった。自分のために部下の功績が認められないのが心苦しく感じられた陽明は、しきりに封爵を辞退しようとしたが〔辞封爵普恩賞以彰国典疏〕「再辞封爵普恩賞以彰国典疏」、〔別録〕五、結局、この問題は彼の両広期まで持ち越された。任命を辞退する時の書簡のうち黄綰あてのものに、陽明は

況讒搆未息、而往年江西從義將士、至今查勘未已、往往廢業傾家、身死牢獄。言之実為痛心、又何面目見之。

〔与黄宗賢〕一、〔外集〕三

と云い、さらに一ヶ月後の書簡では、

江西功次、固不足道、但已八年余矣、尚爾查勘未息。致使効忠赴義之士、廢産失業、身死道途。縱使江西之功尽出冒濫、獨不

可比於留都湖浙之賞乎。

〔与黄宗賢〕二、同

と訴えた。南京と湖広・浙江の論功行賞がすべて終わっているのに、江西の功績だけは、八年経っても認められていない。それはなぜであろうか。同じ時期の書簡に「賞罰、国之大典、今乃用之以快恩仇」〔答潘直卿〕、同とあるように、それは国政を運営する人が、賞罰を個人的な恩怨のために使ったからであると陽明は見ている。それに対して、これらの悩みを陽明から聞いた黄綰が、上奏文を奉って江西諸臣のために不平を唱えると、陽明は非常に喜び、

嗟乎。今求朝廷之上、信其有事君之忠・憂世之切・当事之勇・用心之公若諸公者、復何人哉。若之何而不足悲也。

〔与黄宗賢〕三、同

と、黄綰をまことに事君の忠のある人として賞賛した。江西諸臣の功績が抑えられたことは八年も続いたので、その間に反対派がどこまで関与していたかは分からないが、少なくとも霍韜が「当時大学士楊廷和・尚書喬宇、亦忌守仁之功、遂不与辯白而黜伍希儒・謝源、俾落仕籍」〔地方疏〕、『世徳紀』附録と証言するように、当初、陽明の功績への妬みから、彼のもとで大活躍した伍希儒と謝源を排斥したのは、楊廷和と吏部尚書の喬宇という二人の反対派領袖である。

反対派が陽明を排撃した事例は、ほかにも多く挙げられる。嘉靖元年に陽明の父の王華が逝去したが、浙江の地方官が陽明のためにそのことを奏上し、諡号などの恩典を賜わんことを請うた。ところが、礼部は王華が昔蒙った無実な誇りを取り上げてそれを断つた。

時の礼部尚書は毛澄であり、礼を司る職掌として楊廷和と同じく反対派の領袖である。その仕打ちに対して、陽明は非常に憤慨し、父親の名譽を回復することを嘉靖帝に願い出たほか〔乞恩表揚先徳疏〕、『続編』三、毛澄にも書簡を寄せて「主辱臣死、親猶君也。執事辱先君至此、守仁可以死矣」とまで言つたと伝えられる（徐学謨『世廟識余録』卷一、黄景昉『国史唯疑』卷六）。またこの年の八月頃に、江西の巡按御史である程啓充が、陽明はもともと宸濠と

通じていたと誇り、その封爵を奪って訊問することを奏請した。給事中の毛玉なども参戦して陽明を弾劾したが、それに対して弟子の陸澄や同郷の汪應軫が陽明のために弁護した。⁽¹¹⁾これらの弾劾は『年譜』に「承宰輔意也」とあるように、宰相の地位にいる内閣首輔の楊廷和の意向を受けたものとされる。

ところで、程啓充は陽明に対してこの政治的誹謗を行なっただけでなく、同時に学問的にも誇っていた。同じ頃に行われた科挙の江西郷試で、巡按御史の程啓充が総裁にあたる監臨官を務めたが、試験の第三場の策問第二題に「近有指格致之説為非是、以正訓格、以存心論致知者、抑果有所受乎⁽¹²⁾」と、明らかに陽明を槍玉に挙げる問題が出された。問題自体は、程啓充が作成したものではないかもしれないが、総裁としての彼の意向に沿うものであることは、確かであろう。科挙の問題で陽明を誇ることに、ふつう言及されるのは、嘉靖二年春の会試である。そこでも、同じ策問で似たような批判的問題が出されたが、その出題者は蔣冕であった。蔣冕といえば、楊廷和に次いで内閣の二番目の地位にいた者で、楊廷和・毛澄とともに、「大礼の議」の当初から嘉靖帝に激しく反対した人である。彼がどうして陽明を批判する問題を出したかという点、従来の研究は主にその理由を、朱子学者の丘濬の学統を継ぐ蔣冕の思想的立場に求めている。⁽¹³⁾しかし、その説明は半年前の類似事件である程啓充の場合には通用しない。彼は思想的に何らかの鮮明な立場を持っていたわけではなく、むしろ楊廷和の子供と親しい間柄にあったこと

から、楊廷和の機嫌を取るためにこのような批判をした可能性のほうが大きい。ともかく、程啓充が陽明に対して政治と思想の両方の誇りを同時に発していることは、従来思想的な問題とされてきた「天下謗議益衆」という陽明の嘆きには、政治的な要素が思ったよりずっと大きかったことを示唆する。⁽¹⁴⁾ 歐陽琛氏は、楊廷和らが陽明を排撃したのはその功績を妬むものであるが、排撃の武器に使ったのは、学問の問題であると指摘した。⁽¹⁵⁾ これは恐らく肯綮に当たっていると思われる。

嘉靖帝が自分に有利な人事配置を行なうまで、官界で指導的立場にいたのは、反対派であった。その反対派の指導部には、陽明を排撃する人が多く、程啓充や毛玉など弾劾を司る「科道官」の人も、ともすれば上の意向に迎合しがちになるため、中央官界全体の陽明に対する風当たりは強かった。そうしたなか、嘉靖六年、嘉靖帝が『明倫大典』の編纂を始め、議礼派の人を中央に集めて政権の中心部に入れようとした。ということは、従来の政治への不満や官界の強い風当たり、さらには嘉靖帝が始めた新しい動きが、陽明が議礼派あての書簡に述べた「時事方亟」「今日所急」といった言葉の背景なのである。

最初に任命を辞退しておよそ一ヶ月後、朝廷からの使者を再び帰らせたとき、陽明はまた三通の書簡を托した。今度は張璠・桂萼・黄綰あてのものである。書簡の中で、陽明は時勢への憂いや彼らへの期待を次のように述べている。

〔張璉〕

東南小蠹、特皮膚瘡疥之疾。若朝廷之上、人各有心、無忠君愛國之誠、讒嫉險伺、黨比不已、此則心腹之病、大為可憂者耳。諸公方有湯藥之任、蓋天下莫不聞、不及今圖所以療治之、異時能辭其責乎。〔与張羅峰閣老〕二、閩東本『外集』五

〔桂萼〕

東南小夷、……但廟堂之上、至今未有同寅協恭之風、此則殊為可憂者耳、不知諸公竟何以感化而斡旋之。大抵讒邪不遠、則賢士君子斷不能安其位以有為於時。自昔當事諸公、亦豈尽不知進賢而去不肖之為美。顧其平日本無忠君愛國之誠、不免阿時附俗以苟目前之譽、卒之悅諛信讒、終於蔽賢病國而已矣。

〔答見山冢宰〕、『外集』三

〔黃綰〕

東南小蠹、特瘡疥之疾。群僚百司、各懷讒嫉黨比之心、此則腹心之禍、大為可憂者。近見二三士夫之論、始知前此諸公之心尚未平貼、姑待覺耳。一二當事之老、亦未見有同寅協恭之誠、間聞有口從面諛者、退省其私、多若讐仇。病廢之人、愛莫為助、窃為諸公危之、不知若何而可以善其後、此亦不可不早慮也。

〔与黄宗賢〕二、同

傍線部は時勢への憂いであり、波線部は彼らへの期待である。三人のうち黄綰は陽明の弟子で長年の友人でもあり、最も親しい関係にあるから、ほかの人には言えない愚痴も、彼には多く漏らしている。

最晩年の王陽明に見られる政治志向について

一方、張璉と桂萼に対しては、少し距離を置いてはいるが、体面上の言葉は一切なく、逆に政治上の期待や心得を丁寧述べているから、親しい友人ではないにしても、陽明の同志であると言える。

三人への言葉に共通して見られるのは、中央の政治情勢への憂いである。それは具体的に、①群臣は忠君愛國の誠がなく、それぞれ企みを持って党派を作り、互いに排撃し合っていること、②「一二當事之老」つまり指導部の何人かも、「同寅協恭」〔書経〕虞書・皋陶謨の語〕の誠がなく、面と向かつては相手に追従するが、陰ではかなりの怨みを持っていること、の二点である。そして、波線部の「湯藥之任」「感化而斡旋之」つまり何とかこのような状況を正すことが、張璉と桂萼への期待である。また、桂萼への書簡の後半に「進賢而去不肖」が勧められていることが注目される。ここでは、讒邪が遠ざけられなければ、賢士君子もその位に安んずることができないと述べられ、また、今までの大臣は、もともと忠君愛國の誠がないために時俗に迎合し、そこで阿諛を喜び讒言を信ずるようになり、しまいは賢者を覆い隠して国を病ませることになったというその墮落の経緯も説かれている。ということ、桂萼が嘉靖帝の新しい政治的動きのもとで、そのような讒邪を去って本當の賢者を登用することを、陽明は期待したのであろう。

さらに数ヶ月後、広西に赴任した陽明が反乱処置の意見を奏上するとき、また三通の書簡を中央に送った。今度は方献夫・霍韜・黄綰あてのものである。方献夫への書簡では、まず次のように書き出

される。

昨見邸報、知西樵（方猷夫）兀崖（霍韜）皆有拳賢之疏。此誠士君子立朝之盛節、若干年無此事矣、深用嘆服。但与名其間、却有一二未曉者、此恐鄙人淺陋、未能知人之故。然此乃天下治亂盛衰所繫、君子小人進退存亡之機、不可以不慎也。此事譬之養蚕、但雜一爛蚕於其中、則一筐好蚕、尺為所壞矣。

（答方叔賢）二、『外集』三）

邸報を見た陽明は、それによって方猷夫と霍韜が中央で賢者を推薦したことを知った。『実録』を見れば、嘉靖六年九月戊戌（二十四日）の条に、方猷夫が二十五人の地方官を兩京の京官または各地の巡撫に推薦したことが記されている。ところが、それに接した陽明は、その顔ぶれの中にかがわしい者が混ざっていたと言い、それについて方猷夫に注意を促した。傍線部にあるように、陽明にとって人材の登用は、治乱盛衰に関わり君子と小人の進退存亡の要とされるほど、極めて大事な問題である。また波線部には人材登用を養蚕に譬えているが、蚕はだめなものが一匹でも混じっていたら、一籠の蚕がみなだめになってしまうように、朝廷の臣下も小人が一人でも混じっていたら全員がうまくいかなくなるという。後文に「僕非不樂二公有此盛拳」とあるように、方猷夫が人材を薦めること自体には、陽明は喜んだのであるが、ただ人材登用を重んじていればこそ、そのように慎重な姿勢を求めたのであろう。

霍韜への書簡は短いものであり、賞賛の言葉と少しの心得を述べ

るほか、「西樵書中、亦致芹曝之獻、倘覽及之、幸有一言示其可否也」と、人材登用のことについて方猷夫あての書簡を参照することを求めている（與霍兀崖宮端）二、閩東本『外集』五）。黄綰への書簡は先にも引用したが、江西諸臣の不平を唱えてくれたことへの感謝と賞賛などを述べたあと、中央の政治に関して、

京師近來事体如何。君子道長、則小人道消。疾病既除、則元氣亦當自復。但欲除疾病而攻治太厲、則亦足以耗其元氣。藥石之施、亦不可不以漸也。

（与黄宗賢）三、『外集』三）

と言っている。「君子道長」と「小人道消」は『易経』泰卦・彖伝にある語であり、それを陽明は中央の政治情勢の譬えに使った。前回の書簡以後、中央で起こった「君子道長」に当てはまるような事といえ、九月に方猷夫が吏部侍郎となり、桂萼が侍郎より上の礼部尚書に抜擢され、さらに十月に張璁がいよいよ内閣入りを果たしたといったことであろう。希望を托した「君子」が中央での地位を固め、それに応じて従来政治をごまかしてきた「小人」も退くはずで、そのように政治の「疾病」が取り除かれたら、朝廷全体の「元氣」も回復する、というのが陽明が傍線部の言葉で語ったことであろう。また、ここに「元氣」や「藥石」の語が使われているが、それは張璁に期待した「湯藥之任」、霍韜に述べた「今日急務、惟在扶養元氣」とほぼ同じ言葉であるから、彼らに対して陽明が一貫して期待を寄せていたことが分かるであろう。

嘉靖六年の始め頃、『明倫大典』編纂のために中央に呼ばれた黄

縮に対し、陽明は「断断無他技、休休如有容」（『大学』に引く『書経』秦誓の語）のような古の大臣になることを説き、さらに

今天下事勢、如沈痾積痿、所望以起死回生者、実有在於諸君子。

（与黄宗賢）、『文録』三）

と時勢への憂いと希望を托した。一年余りの時間が経ち、『明倫大典』が頒布され中央政権の顔ぶれも一新したところ、同じ黄縮に対して陽明は

聖天子在上、賢公卿在朝、真所謂明良相遇、千載一時。

（与黄宗賢）四、『外集』三）

と全く正反対の感想を述べた。それに続いて、政権の中心となった議礼派の人たちに、陽明は老婆心とでも言うべき細かな注意を与えた。

諸公既当事、且須持之以鎮定久遠。今一旦名位俱極、固非諸公

之得已、是迺聖天子崇德任賢・更化善治、非常之萃。諸公当之、

亦誠無愧。但貴不期驕、滿不期溢、賢者充養有素、何俟人言。

更須警惕朝夕、謙虛自若、其所以感恩報德者、不必務速効・求

近功、要在誠心実意、為久遠之図、庶不負聖天子今日之舉、而

亦不負諸公今日之出矣。

（同）

要は誠心実意にして、長久の計をはかることであるが、似たようなことを何度も繰り返して、明快さを欠いたくどい言葉のように思われる。しかし、そのくどさからこそ、最晩年の陽明の細やかな感情が伝わり、中央政治の動向にどれだけ意を用いていたかが透けて見

えてくるであろう。

陽明の没後、桂萼が追い打ちをかけて陽明の封爵の世襲を奪ったとふつうは言われる。しかし、ここまで見てきたとおり、陽明の存命中、桂萼と陽明はむしろ中央政治を一新するという点で一致する同志の関係である。現に、陽明の封爵を奪ったのは桂萼ではなく、もとより陽明に懐疑的であった嘉靖帝であり、むしろ桂萼らの斡旋によって、陽明本人の封爵を奪おうとしていたのが、その世襲を奪うことだけで済んだ、とする指摘もある¹⁶。また、楊廷和をはじめとする反対派に対する史書などの評価は高いが、しかし、陽明からすれば、彼らこそ嘉靖初年の中央政治の病であったかもしれない。恐らく陽明が批判でよく使う「無事君之忠」「無忠君愛国之誠」という言葉のように、彼らは士大夫社会一般には受けがよかったが、皇帝に尽くすという意志には欠けていたと思われる。だからこそ、『明倫大典』が完成して楊廷和の罪を定めたとき、嘉靖帝は「定策国老以自居、門生天子而視朕」（『実録』嘉靖七年六月癸卯の条）と鬱憤の言葉を吐いたのである。

ともかく、病がたまっていた中央政治に対し、最晩年の陽明はそれを正していくことを、新たに中央進出した議礼派に期待し、その動向を注意深く見守っていた。そしてその際、政治を正す具体的な方策として、陽明はやはり賢者を進めて小人を去るといった人材登用を重んじたのである。

四、地方政治の措置

(1) 賊と民との間

陽明が生涯立てた功績のなかで、劉瑾に逆らったことや寧王宸濠の乱を平定したことなどは、人口に膾炙しているが、それらに比べて、最晩年の両広で行なったことは、後世における評価がそれほど高くない。とりわけ、反乱を起した盧蘇・王受などの賊に対する処置に関してである。

前にも触れたように、前任の姚鎮をはじめ当時の士大夫における主流の意見は、盧蘇・王受らを討滅することであった。しかし、陽明はそのような意見を持つ人々を非難して、自分の方針で彼らを慰撫して帰順させた。そのことは、事件の解決を報告する上奏文では、生き残る可能性があることを知った盧蘇らが、使者を立てて帰順を願ひ出てきたため、陽明はそれを受け入れたというふうを描かれているが、実際はどうも逆のようである。陽明は本拠地の南寧に到着する前から早くも使者を立て、田州・思恩にいた盧蘇・王受のもとに一通の牌諭を届けさせた（「牌差千戸梅元輔貢諭田州思恩」、閩東本『別録』十三）。そのとき、「交付牌諭訖、当時即回、母得在彼遲留、生事擾人」と牌諭を渡したら即刻に戻ることを命じ、戻る刻限に遅れたら斬首するとまで決めていたから、当時の差し迫った雰囲気を見せつける。また、陽明の幕下に岑伯高という儒士がいて、その

人の「深謀秘計」の工作によってこそ、盧蘇らが速やかに帰順してきたということも、陽明のほぼ最後の公文書に書かれている（「稿獎儒士岑伯高」、『別録』十）。さらに、帰順する盧蘇らの軍隊が南寧近くまで来ると、陽明は人を遣わして迷わずに早く来るように伝え、道中の民にも「母得記惡、因而有所侵侮」（「牌行通判陳志敬約東婦順目民」、閩東本『別録』十三）と過去の怨みをひとまず捨てることを求め、事を起さぬものなら軍法で罰すると決めていた。ここから、その帰順を成功させるのに陽明がいかにも慎重に意を用いたかが読み取れるであろう。つまり、実際には盧蘇・王受らがみずから帰順してくるのを陽明が受け入れたわけではなく、むしろ陽明のほうから働きかけてその帰順できる環境を整え、それを成功させたのであるが、反乱を起した賊に対して、陽明はどうしてそこまでしなればならなかったのか。

そのように盧蘇らを細やかに支える姿勢は、その後も続いていった。田州・思恩の乱はこうして終息したが、しばらく後、長年広西の民を脅かしてきた八寨の盜賊を除くために、また盧蘇らにも手柄を立てて罪を償う機会を与えるために、陽明は彼らに命じて八寨への討伐をさせた。最初の攻撃は順調であったが、陽明からすれば、まだ本当の賊首を討ち取ってはいなかった。それは恐らく盧蘇らがひそかに見逃してやったのであろうから、陽明は監督役である副総兵の張祐に彼らを次のように諭させた。

俱要協力齊心、竭忠報効、務圖剿滅、以絕禍根、庶可以表明各

目尽忠凶報之真心。若是少有縦容、復留遺孽、亦是徒勞一場、不足為功、適足為罪。非惟不能仰報朝廷再生之恩、其於本院（本院は都察院の官僚としての陽明の自称、以下同）所以勤懇懇懇、不顧利害是非、務要委曲成就爾等之意、亦辜負矣。

〔戒諭土目〕、『別録』十

賊を討つなら、根こそぎ滅ぼすべきである。少しでも見逃したら、將來息を吹き返してすべてが徒勞に終わってしまう。それでは朝廷の恩に報いられないばかりでなく、自分が利害是非をも顧みず、どうか君たちを成就させたいという気持ちにも背いてしまうのだ、と陽明は懇懇として論している。後文にまた「亦為爾等建子孫久長之業、尽此一番辛苦、便可一勞永逸矣」とあるように、陽明は彼らがこの機会によって今までの罪をすすぎ、以後、子孫代代まともな道を行ってゆけるようにさせたかったということであろう。

しかし、陽明の苦心はなかなか伝わらなかった。賊巢を破って四散する残党を捜す段階になると、半月経っても成果が上がらなかった。そこで陽明は、きつと將士が賊巢から得た婦女や財貨を匿い、それに心を奪われて必死で働こうとしないからに違いないと見て、また人に命じて事態を厳しく取り締まるとともに盧蘇らを諭させた。今度遭わされたのは、もともと中央の官僚でありながら、「大礼の議」によって左遷されてきた二人、林應驄と陽明の弟子の季本である。そのうち林應驄を盧蘇、季本を王受の軍隊に赴かせ、軍中に匿っている婦女や財貨をすべて捜し出してひとまず没収し、それを匿つ

た將士を残党の捜索に駆り出すことにした。もし捜索が進み、すぐに掃討が終われば、婦女や財貨はそのまま返すが、それでも進まなかったら、間もなく陽明自身が来て、まず監督役の官僚を軍法に付し、それから必死に働こうとしない將士をすべて斬首する、という極めて嚴重な対処であった（林應驄への指示は「牌仰委官林應驄督諭土目」『別録』十、季本は「牌仰委官季本」閩東本『別録』十四）。

先ほどの温かい対応から、いきなり峻厳な態度に変わったのはなぜであろうか。それについて陽明は次のように言っている。

蓋前日之招撫、專以慈愛惻怛為念者、乃是本院憐憫兩府之民無罪而就死地、乃是父母愛子之心、惟恐一民不遂其生也。至於今日用兵、却須号令嚴明、有功必賞、有罪必戮者、乃是本院欲安兩府之民、使之立功贖罪以定其身家、而因以除去地方之患、是乃帥師行軍之道、不如此不足以取勝而成功也。

つまり、先日の温かさは盧蘇らの境遇を憐れみ、父母が子供を愛するような心によるものであるが、今日の厳しさは彼らを安定させるためであり、地方のために災いを取り去ることによって罪を償って身を立てさせたいという思いからである。ただ、軍隊を動かすことはそれなりの原則もあるから、そうしなければならぬという。つまり、盧蘇らに対しては、あくまでもその身の上を気遣い、人生の出直しを支えるという姿勢が一貫していたのである。

盧蘇は陽明の亡くなった数年後に、また反乱と見られるような事件を起した。そのような悪者を陽明はどうしてそこまで庇ったのか。

むしろ前任の姚鎮のように、彼らを滅ぼしておけばよかつたのではないか。そのような疑問が、陽明の没後にすぐ起こり、その両広措置に対する不評につながっていく。姚鎮は上奏文で盧蘇らを「賊」として口を極めてその罪を言うが、それに対して、陽明はここに彼らを「兩府之民」と呼んでいるように、彼にとつて盧蘇・王受らは「賊」ではなく、「民」であつたのである。

では、陽明にとつて滅ぼすべき「賊」は誰かというところ、それは長年広西の民を脅かしてきた八寨や断藤峡の盜賊である。そのような賊に対して、陽明は赴任する途中から早くも討滅の案を練つていたようである。⁽¹⁷⁾断藤峡は主要地域が潯州府にあり、八寨の討伐よりほぼ一ヶ月前、陽明は湖広の軍隊が帰るのに便乗してそこを襲撃させた。賊巢をすべて破つたあと、潯州府の知府やこの一帯を管轄する左江道の官僚が、広西各地から軍隊を徵発して湖広の軍隊も一部を留め、そこに駐屯させて将来の盜賊防止とすることを提言した。それに接した陽明は非常に不満を覚え、一連の指示を出してそれらの役人を細々と諭した（「綏柔流賊」「告諭村寨」「別録」十、「行潯州府撫恤新民牌」『統編』五）。それによれば、軍隊は故郷を遠く離れたところに長く駐屯することを嫌うものであり、無理にさせても怨みを生じ、現地の民との間にも摩擦が起こりやすく、その弊害は大きい。盜賊の再発防止をするには、そのように兵力で防ぐのではなく、むしろ民間における善の基盤を固めて悪を孤立させることが重要なのであるという。つまり、剿撫並行・勸善懲惡というように、

悪を積み重ねた盜賊を破つて「懲惡」を行なつた後は、盜賊に従わなかつた善良な村々を賞して「勸善」を行なうべきであり、そうすれば善を行なう人は報われてますます善に励み、悪を企む人もますます孤立するから、そこで盜賊問題は初めて解決できるということである。

さらに、陽明は「使良善各果伝道引論、使各賊咸有回心向化之機」などと言うように、それらの善良な村々に伝言をしてもらい、盜賊の殘党にも改心して更生する機会を与えようとしている。それは、若各賊果能改惡遷善、実心向化、今日來投、今日即待以良善、即開其自新之路、決不追既往之惡。

（「綏柔流賊」）

と言うように、本當に改心して帰順したい人がいれば、それを受けて即日「良善」つまり善良な民と見なし、過去の罪は一切不問に付すということであるが、単に受け入れるだけではなく、「為之經紀生業」と生業を立てさせ、「禁約良民、毋使乘機報復以激其變」と怨みを持つ良民にも復讐しないように注意するなど、その生活がつつがなく送れるように様々な支援をするのである。いわば善の基盤を固めたうえで、さらに拡大していくことであろうが、悪を積み重ねた盜賊の殘党まで懇切に支えようとするその姿勢は、先ほどの盧蘇・王受への姿勢と一致する。ということは、陽明からすれば、八寨・断藤峡の盜賊でさえすべてが「賊」というわけではなく、その人に改心して帰順したい思いがあれば、それを「民」として温かく受け入れるということであろう。

だが、陽明のそのような考えは、部下にはなかなか伝わらなかった。その後、帰順した民を一部の奸民の言い分によって捕らえる事件が起こったし（「撫恤來降」、『別録』十）、兵力を恃んで盜賊を防ぐような意見もまた出ていた（「批嶺東道額編民壯呈」、同）。第二節に述べたように、陽明は両広の地方官に非常に不満だったのであるが、それは恐らくこれら一連の地方措置において感じたものである。

（2）士大夫への見方

先ほどの左江道の提言に対して、陽明は返答の公文書でその考え方を次のように批判した。

古之人能以天地万物為一體、故能通天下之志。凡舉大事、必順其情而使之、因其勢而導之、乘其機而動之、及其時而興之、是以為之但見其易、而成之不見其難。此天下之民所以陰受其庇、而莫知其功之所自也。今皆反之、豈所見若是其相遠乎、亦由無忠誠惻怛之心以愛其民、不肯身任地方利害為久遠之圖。凡所施為、不本於精神心術、而惟事補糶掇拾、支吾粉飾於其外、以苟幸吾身之無事、此蓋今時之通弊也。

（「牌行左江道」綏柔流賊」、括弧内は閩東本『別録』十四によって補う）

珍しく万物一体論を公文書に持ち込んだ例であるが、それによれば、古の政治を行なう人は天地万物と一体であり、それぞれの向かおうとしているところをよく把握していたので、それをうまく利用して

最晩年の王陽明に見られる政治志向について

政治を自然のうちに順調に動かしていた。それに対して、今の役人が難しくてあまり効果もない政策ばかりに頼っているのは、民を愛する忠誠惻怛の心がなく、地方の政治に責任を持ちたくないからであるという。この件をめぐって陽明は左江道のほかに、潯州府にも公文書を出しており、ここでは「各官務要誠愛惻怛、視下民如己子、処民事如家事」（「行潯州府撫恤新民牌」）と役人たちを諭している。比べてみれば分かるように、この「誠愛惻怛、視下民如己子、処民事如家事」は、先ほどの「無忠誠惻怛之心以愛其民、不肯身任地方利害為久遠之圖」とちよほど重なり合う言葉である。そしてそのような戒めが、ここにおいて万物一体なる境地の為政者と対比して発せられたことは、万物一体観の、政治的場面とくに地方政治における現実的な姿を窺わせるのではなからうか。つまり、地方政治の場面で万物一体の境地に近づこうとすれば、その手立ては民を我が子のように思い、民の事を我が家の事のように扱うことであり、逆にそのように全身全霊で民に対処することは、陽明において万物一体の思想的意味も付与されているということである。

「視下民如己子、処民事如家事」という戒めは、最晩年の陽明が言い方を変えて繰り返し部下に説いているものである。例えば、「噫、果有愛民之誠心、処官事如家事者、其忍言者之諄諄、而聽之乃爾其藐藐耶」（「批嶺東道額編民壯呈」、『別録』十）や「各官視官事、須如家事、刻刻尽心」（「批右江道移置鳳化峴南丹衛事宜」、『続編』五）などがそうである。ただ、このような戒めは決して陽明が考案した

ものではなく、当時よく読まれた官箴書である元・張養浩の『三事忠告』に「治官如治家、古人嘗有是訓矣」（『牧民忠告』上）と古の言葉として引かれているように、昔から言い伝えられてきた役人の心得なのである。そして、そのような従来の役人心得が、陽明においては何物一体観と結びつけられるようになったのである。

第二節に述べたように、最晩年の陽明の大きな特徴として、士大夫批判を強めたことがある。最晩年の彼が「天下之不治、由於士風之衰薄」（『送別省吾林都憲序』、『外集』四）と言うように、士大夫の在り方の問題にこそ、天下の治まらない原因があるとされていた。

また彼が「天下之不治、皆由有司之失職」（『禁革輕委職官』、『別録』十）と言うように、天下の治まらない原因は、役人がその責任をよく果たしていないことにあるともされる。元来、士大夫はすなわち役人、または潜在的な役人であるから、士大夫の在り方の問題は、そのまま役人の問題でもある。逆に言えば、地方政治を通して役人の実際の姿を直視したことは、陽明に士大夫の在り方を正す必要性をいっそう痛感させたのではなからうか。そして「士風之衰薄、由於學術之不明」（『送別省吾林都憲序』）というように、そこにこそ陽明の学問が成り立っているのであろう。

五、おわりに

ここまで見てきたように、政治志向を顕わにした最晩年の陽明が、

中央か地方かにかかわらず、実際の政治的場面に当たって一貫して見せたのは、現実の士大夫への不満とそれを正そうとする意欲である。それが最晩年の陽明の意を用いたところであり、また陽明の学問の成り立つ基盤でもあったと思われる。冒頭にも取り上げた近藤氏の論考は、陽明には「学問の原理」と「行動の原理」という二つの原理が独立して並存し、その学問と現実の行動とは無関係のものであるとしている⁽¹⁸⁾。このように陽明について学問と行動を切り分ける発想は示唆に富むものであり、それによって、今までもっぱら注目されてきた学問とは別の、行動の世界が開けてくるが、先ほどの地方官の心得も、その行動の世界において見出される原理の一つなのである。ただ、その原理が陽明において万物一体観と如上のような形で結びついていたことが示すように、最晩年に彼が意を用いた「士風」、士大夫の在り方という点では、学問と行動が結局一体となっていたと考えられる。

両広期の陽明が最も信頼していた部下であり、二十年前にとともに牢獄で易を論じ合った友人でもある林富が昇進で去っていくとき、陽明が彼に托したのは「明學術、變士風、以成天下治」（『送別省吾林都憲序』）ということであった。それが恐らく最晩年の陽明の希望を最もよく表わしていると思われるのである。

注

(1) 「両広総督」とは、この職の通称である。正徳末年に正徳帝自身が「総督」

を名乗るため、この職名は幾度か変更された（『実録』正徳十四年六月丙子の条）。陽明の職も正式には、勅諭にある「提督兩広及江西湖広等処地方軍務」（欽奉勅諭通行）、「別録」十）であり、その後、さらに「兼理巡撫兩広」が付け加えられた（辞巡撫兼任学能自代疏）「別録」六、『実録』嘉靖七年三月己卯の条。

(2) 拙稿「王陽明の江西時代における「思帰」をめぐる」、『東洋の思想と宗教』三四、二〇一七）。

(3) 「陳来：王陽明哲學的円融境界」（『社会科学報』二〇〇九年十一月十二日第5版）。

(4) 近藤康信「王陽明の学問と事功の両行について」（宇野哲人先生白寿祝賀記念東洋学論叢）、一九七四、四八三～四八四頁）。

(5) 「陽明頓悟之後對於朝政大体出之於緘黙、再也沒有流露在政治上「以身任天下」的意向。他的奏疏都是有関軍事与地方情况的業務報告、他与友生的函札則是清一色的論学文字、不涉及時事。」（余英時『宋明理学与政治文化』允晨文化、二〇〇四、二九二頁）。

(6) この決まりの運用例は、『実録』など当時の史料によく見られる。決まり自体としては、今のところ「明史」選舉三に「計（考察のこと）処者、不復叙用、定為永制」とあるのを挙げておく。

(7) 『全書』では、この上奏文を嘉靖七年十月十日の作とするが、誤りである。理由は文中に「今已興至南寧」とあるように、当時の陽明はまだ南寧にいたからである。大西晴隆氏が指摘するように、この上奏文は「七月の始めごろ」のものである（大西晴隆『王陽明』人類の知的遺産25、講談社、一九七九、二三九頁）。

(8) 楊一清には「寄遼庵閣老」四、方献夫には「答方叔賢」一、霍輅には「與霍兀崖宮端」、黄綰には「與黄宗賢」一（以上はともに『外集』三三）、張璠には「與張羅峰閣老」一（閩東本『外集』五）。桂萼に宛てたものは現存しないが、次の書簡に「向齋本人去、曾奉短札」（答見山家宰、同）とあることから、彼にも送っていたことが分かる。

最晩年の王陽明に見られる政治志向について

(9) 胡吉勛『大札議与明廷人事変局』（社会科学文献出版社、二〇〇七）。

(10) 唐景紳・謝玉傑点校『楊一清集』（中華書局、二〇〇一）。

(11) 『実録』嘉靖元年九月丙午の条。

(12) 「嘉靖元年江西郷試録」（天一閣藏明代科挙録選刊・郷試録、寧波出版社、二〇一〇）。

(13) 鶴成久章「嘉靖二年会試の策題における陽明学批判について」（九州中国学会報）四五、二〇〇七）。

(14) 江西郷試の試験問題は陽明も見ており、その時の感想を「近得江西策問、深用警惕。然自反而縮、固有拳世非之不顧者矣。其取因是遂靡然自馳耶」（与顧惟賢）八、『統編』二二）と語っている。

(15) 「廷和等之扼守仁、主要雖由忌功、然用以攻撃守仁之武器、厥為學術不正」（歐陽琛「王守仁与大札議」『新中華』第十二卷第七期、一九四九、三〇頁）。

(16) 王宇「合作、分岐、挽救：王陽明与議礼派的關係史」（『中山大學學報』社会科学版）二〇〇九年第六期）。

(17) 嘉靖六年十月十八日付の公文書「湖兵進止事宜」（『別録』十、日付は閩東本）に、陽明は「及照客処流賊、素為民患、非止一巢、若用声東擊西之術、則湖兵之来、未為徒行」と言っている。

(18) 注(4)所引論文のほか、同「王陽明における学問と現実」（『椛山女学園大学研究論集』第四号、一九七三）参照。